

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
135	熊本県	中山間地域における農業を基軸とした地方創生		<p>中山間地域においては、農業が基幹産業となっているが、近年は、高齢化や担い手不足により、農業はもとより、地域の活力低下が懸念されている。一方、中山間地域は、条件不利地域であるため農業経営を行う企業の参入も期待できない。このため、地域の实情に精通し、農家からの信用も厚い農協自らが農業経営を行い、地域の担い手となることや、新規就農希望者等を雇用し、地域の仕事場の創出を行う。</p>	<p>農協自らが農業経営に参入する場合には、農地を賃借して行うことも可能であるが、農協自らが農地を所有したほうが、地域の实情に応じた長期的なビジョンを持って農業経営に取り組むことができる。また、農業経営を通して新規就農者や地域の担い手を雇用・育成し、将来的に担い手が独立する際に、農協の農地を所有させて独立させるなど、地域に根付いた担い手を育成することができる。</p>	<p>農地法では、農業生産法人以外の農地取得は認められていない農協が農地を取得することができない。</p>	<p>農地法第3条第2項第2号</p>	<p>農地法では、農業生産法人以外の農地取得は認められていないが、農協も農地を取得できるようにする。</p>	<p>国家戦略特区で提案</p>
				<p>本県では、企業等の農業参入を平成21年度から本格的に支援しており、これまでも多くの企業が参入し、耕作放棄地の活用や地域の新たな農業の担い手として、更には、地域の新たな雇用の場として、貢献してきた。今後も企業の活力を地域農業に取り込むための企業が農業生産法人を設立しやすくし、地域の活性化につなげる。</p>	<p>企業の農業参入が促進され、新たな担い手を確保することはもちろんのこと、継続的な農地利用や民間企業のノウハウを生かした効率的な経営、販売力の強化により雇用と所得の確保が期待できる。</p>	<p>企業が農地を取得して農業経営に参入する場合は、農業生産法人を設立して参入しなければならず、構成員や役員の要件の制限により参入そのものが困難なケースがある。</p>	<p>農地法第2条第3項、農地法施行規則第8条、第9条</p>	<p>農業生産法人における構成員要件について、農業関係者が総議決権の1/2以上、一般企業等(継続的取引に限定しない)は総議決権の1/2未満とする。役員要件として、理事等の過半が、農業に常時従事(年間150日以上)とされているが、農業に従事する理事等の従事日数(例:50日以上)を緩和する。 ※国家戦略特区のメニューと併せて措置</p>	<p>国家戦略特区で提案</p>
				<p>中山間地域においては、人口減少や高齢化により担い手が不足しており、I・Uターンの就業者、農協や企業だけでなく、知識や経験が豊富な高齢者も地域の担い手として期待されている。 この様な中、JAや企業などが農業参入して創出された雇用の場の人材として、シルバー人材センターを活用し、高齢者の就業機会を増大させ地域の所得の向上に繋げる。</p>	<p>高齢者の活躍の場の拡大と、中山間地域において、多様な担い手の確保が推進される。</p>	<p>高齢化が進み、担い手が不足している地域においては、高齢者の経験、知識、技能を活かし、地域の活力へ繋げることが重要であるが、シルバー人材センターからの派遣による就業時間は、週20時間が目安とされて、担い手不足等には十分に対応できていない。</p>	<p>高年齢者の雇用の安定等に関する法律第41、42条</p>	<p>高齢者が活躍できるよう、地域の民業圧迫の恐れがなければ、週20時間ではなく40時間までの就業を可能とする。</p>	<p>国家戦略特区で提案</p>

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
				<p>少子化に伴う児童生徒数の減少等により、特に中山間地域等においては、廃校となる小・中学校の施設が多く発生している。このような廃校は、貴重な地域資源であり、地域の実情に応じて活用することが望まれている。</p> <p>中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、この廃校を地域の農林水産物を利用した加工施設等に活用し6次産業化を推進することで、地域の農業者等の所得の向上や仕事の創出を図る。</p>	<p>廃校を地域の農林水産物を利用した加工施設等に活用し6次産業化を推進することで、地域の農業者等の所得の向上や仕事の創出にも繋がることを期待される。</p>	<p>廃校を活用する場合の財産処分の手続きについては、有償で貸付や譲渡等を行う場合は大臣への承認申請となっており、速やかな事業の実施繋がっていない。</p>	<p>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条</p> <p>○公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について「20文科第122号平成20年6月18日」</p>	<p>国庫補助事業完了後10年以上経過した小学校等の廃校を、農林水産業の振興などの公益性の高い用途に利用する場合は、有償での貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。</p>	<p>国家戦略特区で提案</p>
				<p>JAや企業の農業参入により生産された農産物や加工品をその地域に立地している農家レストランや直売所などで販売し所得の向上や雇用の場の創出を図る。</p>	<p>農家レストランの設置を推進することで、6次産業化が促進され、所得の向上や雇用の場の創出に繋がる。</p>	<p>農業者が主として同一地域内で生産される農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランは、農業用施設に該当しないとされるため農用地域内に設置することができない。</p>	<p>○農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法施行令第1条</p>	<p>地域内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・以下校したものの提供を行う農家レストランについて、農業用施設として、農業者がこれを農用地域内に設置することを可能とする。</p>	<p>国家戦略特区で提案</p>
				<p>農協所有の直売所を「道の駅」の登録することで、県内外の消費者に対するPR効果により集客効果高まることから、生産振興と6次産業化による地域活性化が図られる。</p>	<p>「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされており、農協が対象となっていない。</p>	<p>「道の駅」登録・案内要綱2のへ</p>	<p>「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされているが、市町村に代わり得る公的な団体として農協を対象に追加する。</p>	<p>国家戦略特区で提案</p>	